c08-02

法的規制一覧表

部門等:　全社標準

作成日 2017/6/1
作成者 安全推進室長

区分	項目	資格	関係条文	規制内容等	提出先	期限	保管年数	備考
01 事務手続き・全般	総括安全衛生管理者の選任	--	則2	自社の労働者が常時100人以上となる事業場ごと	労基署長	事由発生から14日		建設業の場合
	安全管理者の選任	○	則4	自社の労働者が常時50人以上となる事業場ごと	労基署長	事由発生から14日		建設業の場合場合
	衛生管理者の選任	○	則7	自社の労働者が常時50人以上となる事業場ごと	労基署長	事由発生から14日		建設業の場合場合
	産業医の選任	○	則13	自社の労働者が常時50人以上となる事業場ごと	労基署長	事由発生から14日		建設業の場合場合
	安全衛生推進者の選任	○	法12② 則12③	自社の労働者が常時10人以上50人未満となる事業場ごと	---	事由発生から14日		
	定期健康診断		法66 則43.44	雇い入れ時、毎年1回定期に実施、記録、労働者に通知、保健指導等				特殊健康診断もあり
	健康診断個人票(様式第五号)		則51	健康診断の結果に基づき、健康診断個人票(様式第五号)を作成して、これを五年間保存			5	特殊健康診断もあり
	定期健康診断結果報告書		則52	常時50人以上の労働者を使用する事業場で、定期的に健康診断を実施した場合	労基署長	遅滞なく		特殊健康診断もあり
	安全衛生委員会の会議		法23 則23	労働者数が50人以上の事業所で安全(衛生)委員会を毎月1回以上開催し、重要なものは記録に残す			3	
	救護訓練、避難訓練 特別教育の記録		則24の3 則38	実施年月日、訓練を受けた者の氏名、訓練の内容 受講者、科目等			3	ほか土石流危険河川
	事故報告		則96	火災又は爆発の事故、研削といし等高速回転体の破裂の事故、クレーンの破損転倒等の事故、エレベーターの事故、建設リフトの事故	労基署長	遅滞なく		
	労働者死傷病報告		則97	就労中又は事業場内、附属建設物内において負傷、窒息又は急性中毒により死亡又は4日以上休業した時	労基署長	遅滞なく		4日未満の場合も報告 (提出期日が異なる)
	統括安全衛生責任者	--	法15	元方事業者で、下請けも含めて50人以上の労働者が作業を行う場合 但し、トンネル、橋梁(人口集中等の場合)、圧気は30人以上	労基署長	遅滞なく		代理が必要
	元方安全衛生管理者	○	法15の2	統括安全衛生責任者を選任した事業者	労基署長	遅滞なく		代理が必要 統括との兼務は可
	店社安全衛生管理者	○	法15の3	元方事業者で下請けの労働者も一緒に作業させる場合、但し、労働者が常時20人以上50人未満等、統括安全衛生責任者を選任する場合は不要	労基署長	遅滞なく		代理が必要
	安全衛生責任者	--	法16	統括安全衛生責任者を選任すべき事業所以外の関係請負人				下請けの場合 代理が必要
	特定元方事業開始報告書		法5①③ 則1①②	特定元方事業者の労働者、下請けの労働者の作業が同一の場所で行われる場合(常時10人以上)	労基署長	作業開始後遅滞なく		

区分	項目	資格	関係条文	規制内容等	提出先	期限	保管年数	備考
	特定元方事業者等の講ずべき措置		法30	特定元方事業者の労働者、下請けの労働者の作業が同一の場所で行われる場合				
	共同企業体代表者届		法5①③ 則1①②	2以上の建設業の事業者が1の場所で行われる仕事を共同連帯して請け負った時	労基署長 県労働局長	仕事開始の14日前		
	周知義務		則633 事務則23	救急用具等（救急用具及び材料の備付場所、使用方法）				労働者
	起動装置に表示板をつける		則107 、108	機械（刃部除く）の掃除、給油、検査又は修理の作業を行う場合の運転を停止した時（作業中の運転を防止する）				刃部は108条
	表示、掲示		則540	作業場に通ずる場所及び作業場内で主要なもの（安全な通路であることを示す表示）				当該通路
	表示、掲示		則549	常時使用しない避難用の出入り口、通路又は避難用器具（避難用である旨の表示）				当該避難用出入り口
	一定の合図		則104	機械の運転を開始する場合の運転開始の合図（指名された者）				
	立入禁止		則530	墜落による危険のおそれのある箇所				関係労働者以外の労働者
	立入禁止		則537	作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのある区域				全労働者
	悪天候及び地震後の措置		則522	高さ2m以上の箇所での作業の禁止				強風、大雨、大雪
	定期点検等		則605	労働者を常時就業させる場所の照明設備（6ヶ月毎）				照度
	労働基準法関連 労働条件に関する協定		基法36	時間外及び休日の労働について労働者と協定	労基署長	毎年		
	就業規則		基法89	常時10人以上の労働者を使用する使用者は就業規則を作成し、行政官庁に届出、変更時も届出	労基署長	作成、変更		罰金30万円
	災害補償		基法75～88	労働者の業務上の負傷、疾病の補償				
	健康増進法 受動喫煙の防止		健増法25	多数の者が利用する施設においては受動喫煙を防止する措置を講ずる努力をする				
	ストレスチェック及び面接指導	○	法66 則52	常時50人以上の労働者を使用する事業場で、定期的にストレスチェックを実施する。一定の要件に該当する労働者から申し出があった場合は、面接指導を行う。			※5	集計分析を行った場合は記録保管が望ましい
	ストレスチェック結果の報告		則52の21	常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに1回、定期的に「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	労基署長	毎年		

区分	項目	資格	関係条文	規制内容等	提出先	期限	保管年数	備考
02 クレーン関係	移動式クレーンの運転業務		令20の7 則36の16	吊り上げ荷重5t以上（移動式クレーン運転士免許） 1t以上5t未満（技能講習修了者）、 1t未満（特別教育修了者）				ク則67,68
	玉掛けの作業	○	令20の15 則36の10	吊り上げ荷重が1t以上のクレーン等の玉掛（運転技能講習修了者、他） 1t未満のクレーン等の玉掛（特別教育修了者）				
	計画の届出	○	法88 則88.89	吊り上げ荷重3トン以上のクレーンを設置、若しくは移転、又は主要構造部分を変更しようとするとき	労基署長	工事開始の30日前		タワー、門型など
	設置又は休止報告		ク則48	クレーンを設置している者がクレーンの使用を休止しようとする場合で、休止期間が検査証の有効期間を経過した後にわたる場合	労基署長	検査証の有効期間		タワー、門型など
	クレーンの運転業務		令20の6 則36の15	吊り上げ荷重5t以上（クレーン運転士免許） 5t未満（特別教育修了者）				タワー、門型など
	作業指揮者の選任		ク則33	クレーンの組立、解体の作業				職務内容あり
	作業指揮者の選任		ク則75の2	移動式クレーンのジブの組立、解体の作業				職務内容あり
	周知義務		則639	クレーン等の運転についての統一的な合図（特定元方事業者）				関係請負人
	作業の方法等の決定等		ク則66の2の1	移動式クレーンを用いる作業（作業の方法、順序、転倒防止、配置及び指揮系統）		あらかじめ		
	周知義務		ク則66の2の2	移動式クレーンを用いる作業（作業の方法、順序、転倒防止、配置及び指揮系統）		作業の開始前		関係労働者
	表示、掲示		ク則19,24,30,33	クレーン（過巻き防止、定格荷重、点検時の運転禁止、組立又は解体時の立ち入り禁止）				
	表示、掲示		ク則70の2 75の2	移動式クレーン（定格荷重、ジブの組立又は解体時の立ち入り禁止）				
	統一的な合図		則639 ク則25	クレーンの運転（指名された者）				移動式クレーン含む
	立入禁止		ク則28	ケーブルクレーンの巻き上げ用ワイヤロープ等の内側でシーブ等が飛来することによる危険のおそれのある箇所				全労働者
	立入禁止		ク則29、 74の2	クレーンに係る作業で吊荷の下の区域（①～⑥の場合） 移動式クレーンも同様				全労働者
	立入禁止		ク則33 75の2	クレーンの組立、解体の作業を行う区域 移動式クレーンのジブの組立、解体の作業を行う区域				関係労働者以外の労働者
	立入禁止		ク則74	移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所				全労働者
	悪天候及び地震後の措置		ク則31の3 74の4	ジブクレーンのジブの位置の固定等点検（強風の場合）				移動式クレーン含む
	悪天候及び地震後の措置		ク則31の2 75の2	クレーン作業の中止（強風時　10分間の平均風速が10m/s以上）				移動式クレーン含む
	悪天候及び地震後の措置		ク則33 75の2	クレーン組立又は解体作業の中止（強風時　10分間の平均風速が10m/s以上）				移動式クレーン含む

区分	項目	資格	関係条文	規制内容等	提出先	期限	保管年数	備考
	暴風(瞬間最大風速30m/sを超えた時)		ク則37,31	屋外に設置されているクレーンの各部の異常の有無の事後点検 走行クレーンの逸走防止措置				移動式クレーン含む
	地震後の措置		ク則37	屋外に設置されているクレーンの各部の異常の有無の事後点検				震度4以上
	組立図		ク則3、5	クレーンの組立				詳細あり
	組立図		ク則53、57	移動式クレーンの組立				詳細あり
	定期点検等		ク則33	クレーンの組立又は解体作業に使用する材料、器具及び工具(作業指揮者)				タワー、門型など
	定期点検等		ク則34～38	クレーン(年次、月例、使用再開時、暴風・地震後、その日の作業あるいは使用開始前)			3	タワー、門型など
	定期点検等		ク則75の2	移動式クレーンの組立又は解体作業に使用する材料、器具及び工具(作業指揮者)				
	定期点検等		ク則76,77,79	移動式クレーン(年次、月例、使用再開時、その日の作業あるいは使用開始前)			3	
	定期点検等		ク則220	クレーン、移動式クレーン等の玉掛用具に用いるワイヤーロープ等(その日の作業あるいは使用開始前)				

区分	項目	資格	関係条文	規制内容等	提出先	期限	保管年数	備考
03 重機土工等	計画の届出	○	法88 則90	掘削の高さ又は深さが10m以上である地山の掘削　但し、ずい道、岩石採取、労働者が掘削底面に立入らないものを除く	労基署長	工事開始の14日前		土石の採取、坑内掘りは別に届出
	作業計画		則155	車両系建設機械を用いる作業	---	---		関係労働者への周知
	作業計画		則400	採石作業	---	---		
	調査・記録		則154	車両系建設機械を用いる作業にかかる場所についての地形、地質の状態等		あらかじめ		
	調査・記録		則355	地山の掘削作業（地山の崩壊、埋設物等の損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき）		あらかじめ		
	車両系建設器械の運転業務（整地、運搬、掘削積込）	○	令20の12	機体重量3t以上（運転技能講習修了者、他） 3t未満（小型車両系建設機械の運転業務の特別教育修了者）				
	車両系建設器械の運転業務（締固め）	○	則36の10	ローラーの運転の業務に係る特別教育修了者				
	作業主任者の選任	○	則359,360	掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削作業（地山の掘削作業主任者技能講習終了者）				
	周知義務		則18	作業主任者の周知（氏名、その者に行わせる事項）				
	作業指揮者の選任		則156	車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着及び取り外しの作業				職務内容あり
	誘導者の配置		則157	路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合で、転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるとき				
	誘導者の配置		則158	運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるとき				
	誘導者の配置		則365	明かり掘削の作業を行う場合において、運搬機械等が労働者の作業箇所に後進して接近するとき、又は転落するおそれのあるとき				
	周知義務		則18	車両系建設機械（運行経路、作業の方法）				関係労働者への周知
	周知義務		則364	明かり掘削作業（使用機械、運行経路、出入りいの方法）				関係労働者への周知
	周知義務		則575の14,15	土石流危険河川における建設工事の作業（警報用設備の設置場所、避難用設備の設置場所及び使用方法）				関係労働者への周知
	表示、掲示		則169の2	車両系建設機械の特定自主検査検査標章（見やすい箇所）				
	一定の合図		則159	誘導者をおく時の誘導の合図（誘導者）				
	一定の合図		則164	用途外使用の特例により荷の吊り上げが認められた場合の合図（指名された者）				
	立入禁止		則158	運転中の車両系建設機械に接触することにより、労働者に危険が生ずるおそれのある箇所（誘導者を配置する場合を除く）				

区分	項目	資格	関係条文	規制内容等	提出先	期限	保管年数	備考
	立入禁止		則164	車両系建設機械で用途外使用の特例により荷の吊り上げが認められた場合、労働者に危険が生ずるおそれのある箇所				
	立入禁止		則361	明かり掘削を行う場所（地山の崩壊又は土砂の落下等により労働者に危険を及ぼすおそれのある場所で、他の危険防止措置を講じない時）				全労働者
	悪天候及び地震後の措置		則358	明かり掘削における作業箇所及び周辺地山の点検（大雨の場合）				
	定期点検等		則167～170	車両系建設機械（年次、月例、使用再開時）			3	特定自主点検
	定期点検等		則358	明かり掘削における作業箇所及び周辺地山の点検（その日の作業あるいは使用開始前）				
	定期点検等		則358	明かり掘削の発破を行った箇所及びその周辺の点検（発破後）				
	定期点検等		則360	地山掘削に使用する器具及び工具の点検（作業主任者）				

区分	項目	資格	関係条文	規制内容等	提出先	期限	保管年数	備考
04 不整地運搬	不整地運搬車の運転業務	○	令20の14 則36の5	最大積載量1t以上（運転技能講習修了者、他） 1t未満（特別教育修了者）				
	作業計画		則155	車両系建設機械を用いる作業（道路上の運搬を除く）	---	---		関係労働者への周知
	作業指揮者の選任		則151の48	1つの荷でその重量が100kg以上のものを不整地運搬車に積む作業又は卸す作業				職務内容あり
	定期点検等		則151	不整地運搬車（年次、月例、使用再開時）			3	2年毎の特定自主点検
05 基礎機械	車両系建設機械の運転業務（基礎工事）	○	令20の12 則36の9	機体重量3t以上（運転技能講習修了者、他） 3t未満（小型車両系建設機械の運転業務の特別教育修了者）				
	車両系建設機械の運転業務（基礎工事）	○	令20の12 則36の9	不特定の場所に移動できないもの（運転業務の特別教育修了者）				
	車両系建設機械の作業装置の運転業務（基礎工事）	○	令20の12 則36の9	車両系建設機械の（基礎工事用）の作業装置の操作の業務に係る特別教育修了者				
	作業計画		則155	車両系建設機械を用いる作業	---	---		関係労働者への周知
	ボーリングマシンの運転業務	○	則36の10	ボーリングマシンの運転業務（当該業務にかかる特別教育修了者）				
	作業指揮者の選任		則190	くい打機、くい抜機、又はボーリングマシンの組立、解体、変更又は移動の作業				職務内容あり
	周知義務		則190	くい打機、くい抜機、又はボーリングマシンの組立、解体、変更又は移動の作業（作業の方法、手順）				関係労働者への周知
	一定の合図		則164	くい打機、くい抜機、又はボーリングマシンの運転				
	立入禁止		則187	運転中のくい打機、くい抜機、又はボーリングマシンの巻き上げ用ワイヤロープの屈曲部の内側				全労働者
	定期点検等		則192	くい打機、くい抜機、又はボーリングマシン（はじめて使用する前）				

区分	項目	資格	関係条文	規制内容等	提出先	期限	保管年数	備考
06 足場、作業構台	計画の届出	○	法88 則88.89	足場（吊足場、張り出し足場以外は高さ10m以上）を設置、若しくは移転、又は主要構造部分を変更しようとするとき	労基署長	工事開始の30日前		ガイドレール、ゴンドラもあり
	作業主任者の選任	○	則565,566	つり足場、張り出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立、解体又は変更の作業（足場の組み立て等作業主任者技能講習修了者）				
	周知義務		則18	作業主任者の周知（氏名、その者に行わせる事項）				
	周知義務		則562	作業床の最大積載荷重				労働者
	周知義務		則564	足場の組立又は解体又は変更の時期、範囲及び順序				作業に従事する労働者
	表示、掲示		則655	作業床の最大積載荷重				見やすい場所
	表示、掲示		則573	鋼管（同一事業場で外径、肉厚、強度が異なる材料を使用する場合）				色又は記号等
	立入禁止		則564	つり足場、張り出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立、解体又は変更の作業を行う区域				関係労働者以外の労働者
	悪天候及び地震後の措置		則567、655	足場の各部分の状態の点検				
	悪天候及び地震後の措置		則564	つり足場、張り出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立、解体又は変更の作業の中止				
	定期点検等		則521	高さ2m以上の個所で使用する安全帯及びその取り付け設備（随時）				
	定期点検等		則566	足場の組立等の作業に使用する器具、工具、安全帯及び保護帽（作業主任者）				
	定期点検等		則567、655	足場（はじめて使用する前、分解・改造用途変更後等、悪天候・地震後）				
	定期点検等		則567、655、568	つり足場（はじめて使用する前、その日の作業あるいは使用開始前、分解・改造用途変更後等、悪天候・地震後）				
	周知義務		則575の4	作業構台の最大積載荷重				労働者
	周知義務		則575の7	作業構台の組立等の作業（足場の組立又は解体又は変更の時期、範囲及び順序）				労働者
	表示、掲示		則655の2	作業構台の最大積載荷重				見やすい場所
	立入禁止		則575の7	作業構台の組立、解体又は変更の作業を行う区域				関係労働者以外の労働者
	組立図		則575の5	作業構台の組立				
	悪天候及び地震後の措置		則575、の7則655	作業構台の組立、解体又は変更の作業の中止、作業構台の点検				

区分	項目	資格	関係条文	規制内容等	提出先	期限	保管年数	備考
	定期点検等		則575,655	作業構台(はじめて使用する前、分解・改造用途変更後等、悪天候・地震後)				
	特別教育		則36の39	足場の組立て、解体又は変更の作業に従事する作業員				
	2m以上の作業床		則563	床材と建地との隙間を 12cm 未満とする				
	2m以上の作業床		則563	作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外す場合等の措置に、関係労働者以外の労働者の立入禁止及び作業終了後の墜落防止設備の復旧				
	2m以上の作業床		則564	足場材の緊結等の作業を行うときは、原則として、幅 40cm 以上の作業床の設置、安全帯取付け設備等の設置及び安全帯を使用させる措置を講ずる				
	2m以上の作業床		則567	足場又は作業構台の組立て、一部解体又は変更の後においても点検を行い、危険のおそれがあるときは、速やかに修理する				
07 型枠支保工								
	計画の届出	○	法88 則88.89	型枠支保工(支柱の高さ3.5m以上)を設置、若しくは移転、又は主要構造部分を変更しようとするとき	労基署長	工事開始の30日前		ガイドレール、ゴンドラもあり
	作業主任者の選任	○	則246,247	型枠支保工の組立又は解体の作業(型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習終了者)				
	周知義務		則18	作業主任者の周知(氏名、その者に行わせる事項)				
	立入禁止		則245	型枠支保工の組立又は解体の作業を行う区域				関係労働者以外の労働者
	悪天候及び地震後の措置		則245	型枠支保工の組立又は解体の作業の禁止				強風、大雨、大雪
	組立図		則240	型枠支保工の組立				詳細あり
	定期点検等		則244	型枠支保工(その日の作業あるいは使用開始前)				
	定期点検等		則247	型枠支保工の組立等の作業に使用する材料、器具及び工具(作業主任者)				

区分	項目	資格	関係条文	規制内容等	提出先	期限	保管年数	備考
08 土留支保工	作業主任者の選任	○	則374,375	土留支保工の切梁又は腹起こしの取り付け又は取り外し作業（土止め支保工作業主任者技能講習終了者）				
	周知義務		則18	作業主任者の周知（氏名、その者に行わせる事項）				
	立入禁止		則372	土留支保工の切梁又は腹起こしの取り付け又は取り外し作業を行う場所				関係労働者以外の労働者
	悪天候及び地震後の措置		則373	土止め支保工の点検（大雨、中震以上の地震）				震度4以上
	組立図		則370	土止め支保工の組立				詳細あり
	定期点検等		則373	土止め支保工（毎週、大雨、中震以上の地震）				
	定期点検等		則375	土止め支保工の作業に使用する材料、器具及び工具（作業主任者）				
09 コンクリート工事								
	コンクリート打設機械の作業装置の操作の業務	○	則36の10	コンクリート打設機械の作業装置の操作の業務に係る特別教育修了者				
	作業指揮者の選任		則171の3	コンクリートポンプ車の輸送管等の組立又は解体の作業				職務内容あり
	一定の合図		則164	作業装置の操作を行う者とホースの先端部を保持する者との連絡（指名された者）				無線、呼び鈴等
	立入禁止		則171の2	コンクリートポンプ車を用いて作業を行う場合で、コンクリート等の吹き出しにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所				

区分	項目	資格	関係条文	規制内容等	提出先	期限	保管年数	備考
10 取り壊し	作業計画		則517の6	コンクリート造の工作物（高さが5m以上）の解体又は破壊の作業	---	---		関係労働者への周知
	調査・記録		則517の14	コンクリート工作物の形状、亀裂の有無、周囲の状況等	---	あらかじめ		
	車両系建設機械の運転業務（解体）	○	令20の12 則36の9	機体重量3t以上（運転技能講習修了者、他） 3t未満（小型車両系建設機械の運転業務の特別教育修了者）				
	作業主任者の選任	○	則517の17,18	コンクリート造の工作物（高さ5m以上）の解体又は破壊の作業（コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習終了者）				
	周知義務		則18	作業主任者の周知（氏名、その者に行わせる事項）				
	周知義務		則517の14	コンクリート造の工作物の解体等の作業（作業の方法、順序、倒壊防止、落下防止、立ち入り禁止区域）				関係労働者への周知
	周知義務		則517の16	コンクリート造の工作物の解体等の作業を行う場合において、外壁、柱等の引き倒し等の作業（引き倒し等の作業の一定の合図）				関係労働者への周知
	一定の合図		則517の16	コンクリート造の工作物の解体等の作業を行う場合において、外壁、柱等の引き倒し等の作業				
	立入禁止		則171の6	ブレーカーを用いて工作物の解体若しくは破壊の作業（5m以上のコンクリート工作物は除く）又はコンクリート、岩石等の破砕の作業を行う区域				関係労働者以外の労働者
	悪天候及び地震後の措置		則171の6	ブレーカーを用いて工作物の解体若しくは破壊の作業（6m以上のコンクリート工作物は除く）又はコンクリート、岩石等の破砕の作業の中止				強風、大雨、大雪
	悪天候及び地震後の措置		則517の15	コンクリート造の工作物の解体等の作業の中止				強風、大雨、大雪
	定期点検等		則517の18	コンクリート造の工作物の解体の作業に使用する器具、工具、安全帯及び保護帽（作業主任者）				
11 橋梁								
	統括安全衛生責任者	--	法15	元方事業者で、下請けも含めて30人以上の労働者が作業を行う場合　但し、人口が集中している地域の道路、軌道上付近で行われるもの				
	計画の届出	○	法88 則88.89	仮設通路（高さ及び長さ10m以上）を設置、若しくは移転、又は主要構造部分を変更しようとするとき	労基署長	工事開始の30日前		
	計画の届出	○	法88 則90	最大支間50m以上の橋梁の建設、改造、解体又は破壊の仕事 但し人口集中地域では30m～50mも該当	労基署長	工事開始の14日前		
	作業計画		則517の6	鋼橋（高さが5m以上又は上部構造の内支間長30m以上である部分に限るもの）の架設、解体又は変更の作業	---	---		関係労働者への周知
	作業計画		則517の20	コンクリート橋（高さが5m以上又は上部構造の内支間長30m以上である部分に限るもの）の架設又は変更の作業	---	---		関係労働者への周知

区分	項目	資格	関係条文	規制内容等	提出先	期限	保管年数	備考
	作業主任者の選任	○	則517の8,9	橋梁の上部構造であって、金属の部材で構成されるもの架設、解体、変更の作業（鋼橋架設等作業主任者技能講習終了者）				高さ5m、支間30m以上
	作業主任者の選任	○	則517の22,23	橋梁の上部構造であって、コンクリート造のものの架設、又は変更の作業（鋼橋架設等作業主任者技能講習終了者）				高さ5m、支間30m以上
	周知義務		則18	作業主任者の周知（氏名、その者に行わせる事項）				
	周知義務		則517の6	鋼橋架設等の作業（作業の方法、順序、倒壊防止、墜落防止、使用機械）				関係労働者への周知
	周知義務		則517の20	コンクリート橋架設等の作業（作業の方法、順序、倒壊防止、墜落防止、使用機械）				関係労働者への周知
	立入禁止		則517の7	鋼橋（高さが5m以上又は上部構造の内支間長30m以上である部分に限るもの）の架設、解体又は変更の作業を行う区域				関係労働者以外の労働者
	立入禁止		則517の21	コンクリート橋（高さが5m以上又は上部構造の内支間長30m以上である部分に限るもの）の架設又は変更の作業を行う区域				関係労働者以外の労働者
	悪天候及び地震後の措置		則517の7	鋼橋の架設、解体、変更の作業の中止				強風、大雨、大雪
	悪天候及び地震後の措置		則517の21	コンクリート橋の架設又は変更の作業の中止				強風、大雨、大雪
	定期点検等		則517の9	鋼橋架設等の作業に使用する器具、工具、安全帯及び保護帽（作業主任者）				
	定期点検等		則517の23	コンクリート橋架設の作業に使用する器具、工具、安全帯及び保護帽（作業主任者）				
12 伐木	伐木等の業務	○	則36の8	胸高直径70cm以上、同20cm以上で著しく偏芯等（当該業務にかかる特別教育修了者）				
	チェーンソー取扱い業務	○	則36の8	立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務（当該業務にかかる特別教育修了者）				
	周知義務		則479	伐木の作業（伐倒についての合図）				関係労働者への周知
	伐倒の合図		則479	伐倒の作業に従事する労働者が合図（一定の合図）				
	立入禁止		則481	造林等の作業を行っている場所の下方で、伐倒木等が転落又はすべる事による危険のおそれのあるところ				全労働者

区分	項目	資格	関係条文	規制内容等	提出先	期限	保管年数	備考
13 高所作業車	作業計画		則194の9	高所作業車を用いる作業	---	---		関係労働者への周知
	高所作業車の運転業務	○	令20の15 則36の10	作業床の高さが10m以上(運転技能講習修了者、他) 10m未満(特別教育修了者)				
	作業指揮者の選任		則194の10・18	高所作業車を用いる作業 修理又は作業床の装着若しくは取り外しの作業				職務内容あり
	誘導者の配置		則194の20	平坦で堅固な場所において高所作業車の作業床に労働者を乗せて走行させる場合				
	一定の合図		則194の12	高所作業車で作業床以外の箇所で作業床を操作する者との連絡(指名された者)				
	周知義務		則194の9	高所作業車を用いる作業(作業計画)				関係労働者への周知
	定期点検等		則194の23・24	高所作業車(年次、月例、使用再開時)			3	特定自主点検
	表示、掲示		則194の26	高所作業車の特定自主検査検査標章(見やすい箇所)				
14 溶接、加工								
	ガス溶接の業務	○	令20の10	ガス溶接作業主任者免許、ガス溶接技能講習修了者、厚生労働大臣が定める者				
	研削といしの取替え等の作業	○	則36の1	研削といしの取り替え又は取替え時の試運転(当該業務にかかる特別教育修了者)				
	岩石等の切断作業	○	粉じん則27	研削といし等により粉じんが発生する作業において呼吸用保護具を使用				
	アーク溶接等の作業	○	則36の3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接等(当該業務にかかる特別教育修了者)				
	アーク溶接等の作業	○	粉じん則27	屋外における作業において呼吸用保護具を使用				
	電気取扱い業務	○	則36の4	充電電路の布設、点検、修理、操作等(当該業務にかかる特別教育修了者)				
	振動器具の使用		振動指針	振動工具の取扱い業務にかかる指針(作業時間等)				
	周知義務		則18	作業主任者の周知(氏名、その者に行わせる事項)				
	表示、掲示		則262	ガス溶接等の作業(通風又は換気が不十分な場所) 使用する者の名札(ガス等の供給の誤操作の防止のため)				供給口のバルブ等に表示

区分	項目	資格	関係条文	規制内容等	提出先	期限	保管年数	備考
	表示、掲示		則263	ガス溶接等業務に使用する容器(使用前又は使用中、使用後の区別)				当該容器に表示
	表示、掲示		則288	火災又は爆発の危険のある場所(火気使用禁止及び必要でない者の立ち入り禁止)				
	表示、掲示		則339	停電作業時に通電禁止に関する所要事項(作業中に施錠しない若しくは監視人を置かない場合)				開閉器
	立入禁止		則329	配電盤室、変電室等区画された場所で電気取扱者以外の者の立入りを禁止したところ				電気取扱者以外の者
	定期点検等		則118	研削といし(試運転)				
	定期点検等		則352	電気機械器具等(その日の作業あるいは使用開始前)				
	定期点検等		則353	電気機械器具の充電部の囲い等(1ヶ月毎)				
15 特殊	フォークリフトの運転	○	令20の11	最大荷重1t以上(フォームリフト運転技能講習修了者、他) 1t未満(フォームリフト運転にかかる特別教育修了者)				
	酸欠危険場所における作業に係る業務	○	酸欠則11	酸素欠乏危険作業主任者(酸素欠乏作業危険作業の技能講習終了者)				
	酸欠危険場所における作業に係る業務	○	則36の26	酸欠危険場所における作業に係る業務(酸素欠乏作業特別教育修了者)				
	作業主任者の選任	○	則428,429	高さが2m以上のはいのはい付け、又ははいくずしの作業(はい作業主任者技能講習終了者)				
	周知義務		則18	作業主任者の周知(氏名、その者に行わせる事項)				
	作業指揮者の選任		則257,389	危険物を製造し、又は取り扱う作業(アセチレン溶接作業は除く)				職務内容あり
	作業指揮者の選任		則362	明かり掘削により露出したガス導管の損壊による危険がある場合その防護作業				職務内容あり
	ロープ高所作業		則539の2	名ロープ以外にライフラインを取り付ける(リトラクタ型でもよい)				2016/1/1施行
	ロープ高所作業		則539の3	メインロープ等は十分な強度、堅固な支持、緊結、十分な長さ、切断防止、適した接続器具				2016/1/1施行
	ロープ高所作業		則539の4	作業場所等の調査とその記録				2016/1/1施行

区分	項目	資格	関係条文	規制内容等	提出先	期限	保管年数	備考
	ロープ高所作業		則539の5	上記調査を踏まえた作業計画と関係労働者への周知(計画内容9項目)				2016/1/1施行
	ロープ高所作業		則539の6	作業指揮者の選任				2016/1/1施行
	ロープ高所作業		則539の9	保護具、作業前の点検、悪天候の作業禁止				2016/1/1施行
	ロープ高所作業		則36の40	ロープ作業の従事者の特別教育				2016/7/1施行
16 その他要求事項								